

シーバードジャパン

水上青バイ隊 隊員規約

(目 的)

第1条 全国に水上青バイ隊を組織し環境保全活動、小型船舶の安全運航の指導及び水難救済活動に関する事業を行い、水域を利用する全ての人々及び地域社会に貢献することを目的に設立された「特定非営利活動法人 日本青バイ隊」（以下日本青バイ隊）の趣旨に賛同し地域活動を行うために「日本青バイ隊」隊員に登録する。

(活 動)

第2条 水上青バイ隊 隊員は、目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 環境保全活動
- (2) 安全運航の指導
- (3) 水難救済活動

(入 会)

第3条 隊員登録するには、次の条件を満たしていること。

- (1) 特殊小型船舶操縦免許所持者
- (2) 普通救命同等の受講者
- (3) WRMA のレベル1以上の資格取得者、ただし未取得の場合は隊員登録後2年以内に取得すること
- (4) 隊員として登録しようとする者は、日本青バイ隊が別に定める登録申請書により、地区水上青バイ隊を経由し日本青バイ隊に申請するものとし、日本青バイ隊は、正当な理由がない限り、申請を認めなければならない
- (5) 日本青バイ隊は、前項のものの登録を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない
- (6) 暴力団又はその構成員ではないこと

(会 費)

第4条 隊員は、別に定める隊員登録料を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第5条 隊員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 除名されたとき

(退 会)

第6条 隊員は、日本青バイ隊が別に定める退会届を地区水上青バイ隊を経由し日本青バイ隊に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第7条 隊員が次の各号の一に該当するに至ったときは、日本青バイ隊理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その隊員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第8条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

(貸与物件)

第9条 貸与物の使用については活動時のみ使用するものとする。

(貸与物件の返却)

第10条 隊員が退会する時並びに除名された時は速やかに貸与された物を返却するものとする。

(自己責任)

第11条 水上青バイ隊活動中の全ての事故については日本青バイ隊は一切の責任を負わない。

(規約の改正)

第12条 規約の改正は、特定非営利活動法人日本青バイ隊理事会の議決を経て、総会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(協 議)

第13条 この規約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの規約に定めのない事項については、協議のうえ定めるものとする。